

## 12 日本放送協会（NHK）の放送受信料免除における更新手続きについて

現在、障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除の取り扱いについては、「日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明事務への協力依頼について」（平成20年8月29日障発第0829001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により周知を図ってきたところである。これに関連し、平成22年3月31日に、総務省及び日本放送協会より「障害者放送受信料免除における免除事由存否調査への御協力依頼について」（平成22年3月31日日本放送協会営業局長）が当省に送付され、同日付で各自治体に情報提供したところであり、多くの自治体におかれては、免除事由の証明事務及び存否調査等に御協力をいただいているところである。また、今年度以降の免除事由の証明事務及び存否調査に関しては、日本放送協会より各地方公共団体に対し、依頼が行われていると伺っており、各地方公共団体における日本放送協会との協議について、取り計らい願いたい。

なお、日本放送協会の放送受信料免除については、「日本放送協会放送受信料免除基準」に基づき公的扶助受給者の方や市町村民税非課税の障害者の方等を対象に実施しているところであるが、日本放送協会では適正な免除制度を運用するため、免除に適用期間を定めることを検討しているとの情報提供があった。免除事由の証明事務及び存否調査等が実施できない自治体等免除事由の証明先において、諸事情により定期的な確認調査が実施できない場合及び確認調査に同意されない免除適用者については、この適用期間満了後も免除の継続を希望される方は、あらためて免除申請書と理由の証明書等を日本放送協会に提出する更新手続きを導入することが検討されており、このことについて、日本放送協会より厚生労働省に別添のとおり情報提供があったため、各自治体に情報提供するものである。

なお、日本放送協会において、この内容について、平成23年1月26日（水）～2月8日（火）に意見募集を行ったところである。

事 務 連 絡

平成22年3月31日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 企画課

障害者の日本放送協会放送受信料免除に係る日本放送協会からの協力要請について（情報提供）

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

現在、障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除の取扱いについては、「日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明事務への協力依頼について」（平成20年8月29日障発第0829001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により周知を図ってきたところであり、この受信料免除に関し、各地方公共団体におかれては、免除事由の証明事務及び存否調査等に御協力をいただいているところです。

この度、免除事由の証明事務及び存否調査等への協力に関し、総務省及び日本放送協会より「障害者放送受信料免除における免除事由存否調査へのご協力依頼について」（平成22年3月31日日本放送協会営業局長）が当省に送付され、改めて日本放送協会の考え方が示されておりますので、情報提供させていただきます。管内市区町村への情報提供について、よろしくお取り計らいください。

なお、免除事由の証明事務及び存否調査に関しては、日本放送協会より各地方公共団体に対し、別途依頼があると伺っている旨を申し添えます。各地方公共団体における日本放送協会との協議について、よろしくお取り計らいください。

【本件に関するご連絡先窓口】  
日本放送協会 営業局 計画管理部  
西川・今村  
TEL:03-5455-6121（直通）

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
企画課 南・吉田  
TEL:03-5253-1111(内線3017)  
(夜間直通):03-3595-2389



平成22年3月31日

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 企画課 御中

総務省情報流通行政局  
放送政策課

障害者放送受信料免除における免除事由存否調査へのご協力依頼について（送付）

標記について、別添「障害者放送受信料免除における免除事由存否調査に関する厚生労働省への協力依頼について」のとおり日本放送協会から送付がありました。

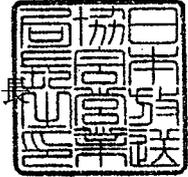
つきましては、各都道府県への御連絡方よろしくお取り計らい願います。



平成22年3月31日

総務省情報流通行政局  
放送政策課長 殿

日本放送協会 営業局長



放送受信料の免除事由存否調査に関する厚生労働省への協力依頼について

放送受信料の免除事由存否調査の実施につきまして、厚生労働省と一部の地方自治体も含めて協議し、その結果、当協会の考えをまとめるとともに、厚生労働省に対して引き続きご理解とご協力を賜りますよう、別紙のとおり依頼申し上げます。

免除制度維持の観点から、調査実施に対する厚生労働省と地方自治体の皆様のご協力は欠かすことのできないものと考えております。

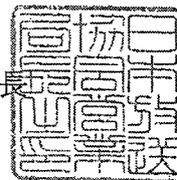
貴省におかれましても、免除事由存否調査の実施について、ご配慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



平成22年3月31日

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長 殿

日本放送協会 営業局長



障害者放送受信料免除における免除事由存否調査へのご協力依頼について

平素より当協会の放送事業に格別のご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、放送受信料の免除措置については、昭和25年より社会福祉や教育の分野において、「放送の普及」を図る見地から、「日本放送協会放送受信料免除基準」（以下「免除基準」という。）に基づき実施しております。免除申請者の免除基準の該当については公的な資料や記録による確認が必要となることから、これまで、地方自治体の皆様に免除事由の証明事務および存否調査にご協力いただいております。

障害者の方に対する免除措置については、平成20年10月より適用範囲の拡大と全額免除における基準の統一を図りましたが、その際、貴省より「日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明事務への協力依頼について（障発第0829001号）」を発出し、その内容について周知いただきました。

一方、免除事由存否調査については、同通知において、「今後の免除事由存否確認の取り扱いにつきましては、日本放送協会と引き続き協議することとしております。」と示されております。これをふまえ、当協会では、貴省と一部の地方自治体も含めて協議を継続してまいりました。免除事由存否調査に対する当協会の考えは、別紙のとおりでございます。

免除事由存否調査の実施にあたっては、業務量や個人情報の取り扱いなど、地方自治体において、それぞれ実情が異なることを考慮する必要があると考えております。一方、免除制度維持の観点から、調査実施に対する地方自治体の皆様のご協力は欠かすことができないものと考えております。

当協会としても、地域における障害者福祉の更なる充実に公共放送として貢献してまいりたいと考えておりますので、免除事由存否調査の実施につきまして、障害者保健福祉施策を所管する貴職におかれても、当協会の考え方について、御了知いただき、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

[別 紙]

## 障害者免除事由存否調査に対するNHKの考え方

### 1 存否調査を依頼する理由

免除事由が消滅した場合は、免除適用者が当協会に届け出ることが、日本放送協会放送受信規約で義務付けられています。しかし、免除事由が消滅した適用者が届出を失念した場合、当協会では免除適用を判断する情報を有しないため、その事実を確認することができず、結果的に、不当に免除を継続することになります。そのため、地方自治体に存否調査をお願いしてまいりました。

地方自治体の皆様から存否調査にご協力いただけない場合、当協会では免除事由の継続状況を把握するためには、免除期間を有期とし、再申請を求める等の方策を検討せざるを得なくなると考えております。この場合、免除事由が継続する多くの適用者の負担が増すだけでなく、挙証資料を発行する地方自治体の皆様の負担が増加することが懸念されます。

存否調査は地方自治体に義務付けられた業務でないことは承知しておりますが、実施に向けて必要な改善策を講じることとしておりますので、地域の障害福祉サービスと免除制度維持の観点から、証明事務と同様に継続していただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 2 個人情報利用の同意に関する対応

存否調査に関する個人情報利用の同意については、免除申請書において得ておりますが、あらためて「市町村長あて同意書」等が必要な場合は、次のとおり対応いたします。

- ・「市町村長あて同意書」を当協会では用意して、免除適用者に送付し、回収された同意書をもって地方自治体に存否調査を依頼します。
- ・旧免除基準からの継続適用者のため、新基準（市町村民税非課税の障害者）の存否調査に対する同意が必要な場合は、当協会では同意書の提出を依頼します。

### 3 業務量の軽減に関する対応

- ・存否調査の実施時期、実施期間、実施回数（複数回数に分けて実施）については、個別にご相談させていただきます。
- ・手帳番号、障害者氏名については、平成20年10月以降の申請者は、調査リストに掲載できるよう対応しました。それ以前の申請者については、個別にご相談させていただきます。
- ・生年月日の調査リストへの掲載につきましては、当協会では生年月日を把握していないため、あらためて「同意書」の提出を求める場合についてのみ、「同意書」に生年月日欄を設けて対応します。
- ・存否調査に関わる事務につきまして、地方自治体の皆様から頂戴したご意見等をふまえ、別途、存否調査ガイドラインをお示しします。

### 4 存否調査の実施方法

個人情報利用と業務量軽減に関して、上記のとおり必要な対応を行いますので、各自治体の実情に応じて次のいずれかの方法をご選択のうえ、調査をお願いしたいと考えております。

- (1) 実施時期、調査リスト等についてご相談させていただいたうえで、従来どおりの方法で実施
- (2) 個人情報利用に関する同意を得たうえで実施

ただし、事務都合等の観点から、存否調査の実施は不可能と判断される自治体については、当該自治体に限り、免除期間を有期とする等、免除制度の適正な運用に向けた方策を検討します。（個人情報の利用に関する「同意書」について、免除申請書以外に別途求めて、「同意書」の提出がない場合も、同様となります。）

なお、存否調査ができない地方自治体が多数になれば、再申請の失念などにより免除が失効する障害者が増えることになり、免除制度の維持・運用が困難になることが想定されることから、上記（1）または（2）の方法で実施していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

## 放送受信料免除における更新手続きについて

### 1 基本的な考え方

放送受信料の免除については、「日本放送協会放送受信料免除基準」に基づき公的扶助受給者の方や市町村民税非課税の障害者の方等を対象に実施しており、平成21年度末の適用件数は257万件となっています。

この免除の適用を希望される場合、免除を受けようとする理由等を記載した申請書と理由の証明書等をNHKに提出していただくとともに、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨をNHKに届け出ていただくことが「日本放送協会放送受信規約」において規定されています。

しかしながら、公的扶助の受給状況や市町村民税の課税状況の変更等で免除事由が消滅した場合でも、NHKへの届け出を失念される方等があり、全ての方から遅滞なくお届けをいただくことが困難な状況にあります。

こうした状況のもと、NHKでは免除を適用されている方の免除事由の継続について、免除事由の証明先に定期的に確認調査を実施していますが、本人が調査に同意されない場合や証明先の事情等により、この確認調査を実施できない場合が一部あります。

確認調査が実施できない場合、本人からの届け出をいただくよう周知等を行っていますが、今後、より一層適正に免除制度を運用するため、免除に適用期間を定めることとしたいと考えています。そのうえで、確認調査が実施できない場合に限り、適用期間満了後に免除の継続を希望される方は、あらためて免除申請書と理由の証明書等をNHKに提出していただく更新手続きを導入したいと考えています。

### 2 概要

#### (1) 実施内容（別紙参照）

- ◆ 免除の適用を希望される場合、免除を受けようとする理由等を記載した申請書と理由の証明書等をNHKに提出していただくとともに、免除の事由が消滅したときは遅滞なく、その旨をNHKに提出していただくという基本的な手続きの流れは変更ありません。
- ◆ そのうえで、免除の適用については、免除の事由ごとに期間を定めることとし、期間を満了した後も引き続き免除の適用を希望する場合は、あらためて免除申請書と理由の証明書等をNHKに提出していただく更新手続きをお願いすることとします。

\* 免除の適用期間については、災害被災が免除適用の要件となっている場合はこれまでどおり原則として2か月、課税状況等の収入状況が要件となっている場合は1年、それ以外のものについては2年を考えています。

- ◆ ただし、これまでと同様に免除事由の証明先に定期的に確認調査を実施し、免除事由が継続していることが確認できた場合および社会福祉施設または学校においてNHKが免除事由の継続を確認できた場合は、特に免除の更新手続きは必要なく、免除を継続します。
- ◆ 一方、免除を受けている方が確認調査に同意いただけない場合や証明先の事情等により、確認調査が実施できない場合は、更新手続きをお願いすることとし、手続きをしていただければ、引き続き免除を適用します。期限までに更新手続きをされない場合は免除の適用は終了します。
- ◆ 更新手続きにあたっては、更新期限の前に対象者の方にあらためて手続きが必要である旨を通知するとともに、更新手続きを受け付ける更新期間を十分に確保し、手続き漏れ等がないように留意します。

## (2) 影 響

### ①免除適用解除数の適正化

更新手続きの導入により、年間約1.1万件の全額有料契約数の増加を見込んでいます。これは、全額免除約7千件、半額免除約4千件の免除適用解除数が適正化されることによるものです。

### ②受信料収入

免除適用解除数の適正化により、年間約8千万円の受信料収入の増加を図ることが可能と考えています。

### ③運用経費

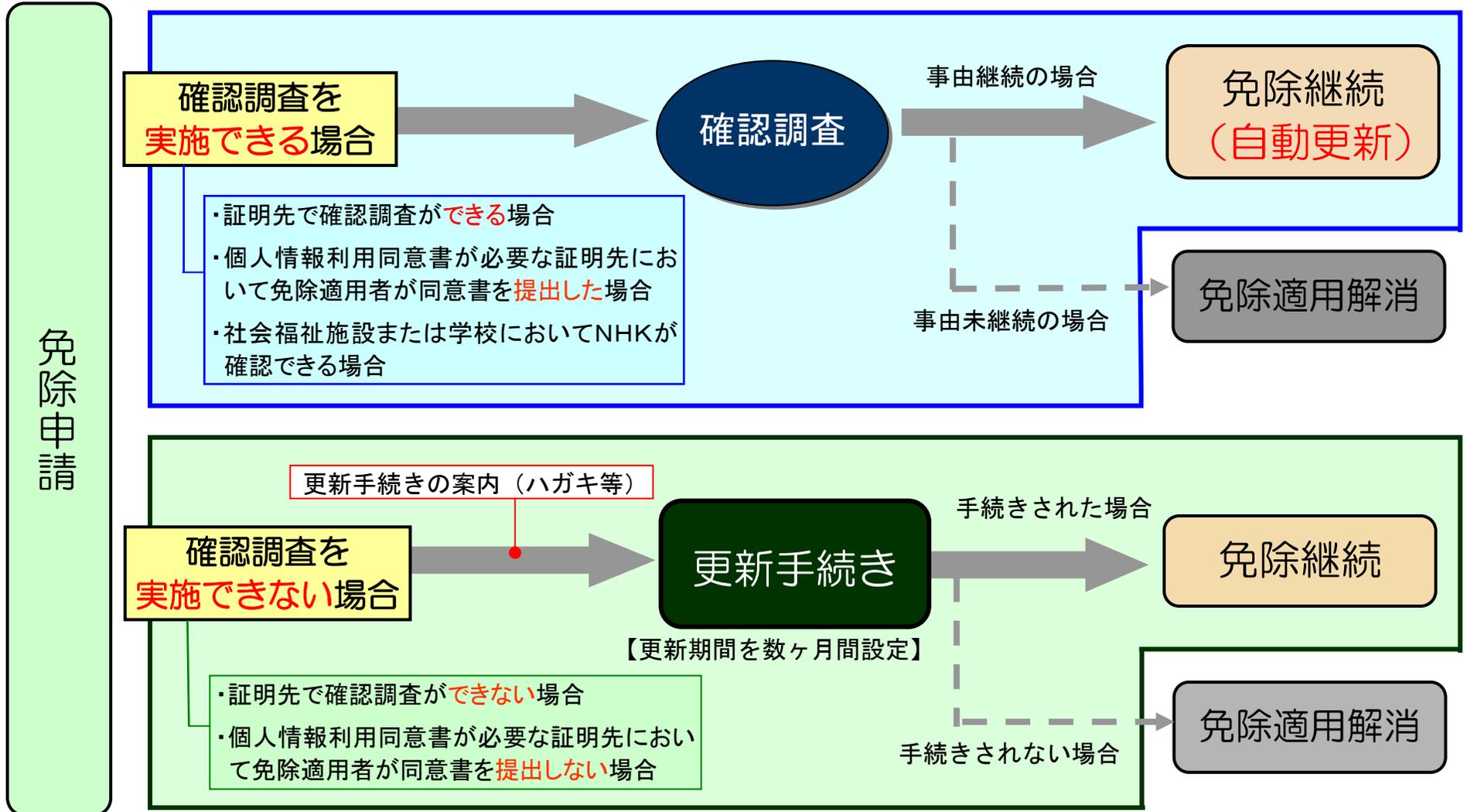
更新手続き対象者への事前通知に伴う郵送費等で年間約2千万円の運用経費が必要となると見込んでいます。

## (3) 実 施 時 期

平成23年度中に運用を開始する予定です。

# 放送受信料免除における更新手続きの流れ

免除適用期間 【収入状況が要件の場合：1年 / それ以外の場合：2年】



※適用期間内において免除事由が消滅した場合は、これまで通り、その時点で免除適用を終了します。

※災害被災が免除の適用要件となっている場合は、更新手続きは必要ありません。